

香西 茂
著

国連の 平和維持活動



有斐閣

006
F92795
332

国連の 平和維持活動

香西 茂
著



有斐閣



RB

1992, 11, 25

51/A A37/09

著者紹介

香 西 茂 (こうざい しげる)

1929年 東京に生れる。

1953年 京都大学法学部卒業。

同助手，助教授を経て，

1966年 京都大学法学部教授，現在に至る。

専 攻 国際法，国際機構。

現住所 京都市北区紫野今宮町22-5 (〒603)



国連の平和維持活動

1991年4月30日 初版第1刷発行

1991年7月30日 初版第2刷発行

定価 4,944円

著作者 香 西 茂

発行者 江 草 忠 敬

発行所 株式会社 有 斐 閣

[101] 東京都千代田区神田神保町2-17

電話 (03)3264-1314〔編集〕

(03)3265-6811〔営業〕

振替口座 東京 6-370番

京都支店 (606) 左京区田中門前町44

印刷 共同印刷工業株式会社
製本 株式会社協真社製本所

© 1991, 香西 茂, Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-04583-6

略 語 表

A. J. I. L.	American Journal of International Law
B. Y. I. L.	British Year Book of International Law
G. A. Res.	General Assembly Resolution
G. A. O. R.	General Assembly Official Records
Higgins, U. N. Peace-keeping	R. Higgins, United Nations Peace-keeping 1946-1967, Documents and Commentary, vols. 1-4 (1969-1983)
I. C. J. Reports	International Court of Justice, Reports of Judgements, Advisory Opinions and Orders
IPKO Doc.	Documentation Series (Mimeographed by) International Information Center on Peace-Keeping Operations
ONUC	l'Opération des Nations Unies au Congo
ONUCA	United Nations Observer Group in Central America
P. C. I. J. Series B.	Collection of Advisory Opinions, Publications of the Permanent Court of International Justice
Rec. des Cours	Recueil des Cours de l'Académie de droit international de la Haye
Repertory of Practice	United Nations — Repertory of Practice of United Nations Organs, vols. I-V (1955-1987)
SCOR	Security Council Official Records
SC Res.	United Nations Security Council Resolution
UNAVEM	United Nations Angola Verification Mission
U. N. Doc.	Documents of the United Nations
UNDOF	United Nations Disengagement Observer Force
UNEF I	First United Nations Emergency Force
UNEF II	Second United Nations Emergency Force
UNFICYP	United Nations Peace-Keeping Force in Cyprus
UNGOMAP	United Nations Good Offices Mission in Afghanistan and Pakistan
UNIFIL	United Nations Interim Force in Lebanon
UNIIMOG	United Nations Iran-Iraq Military Observer Group
UNIPOM	United Nations India-Pakistan Observation Mission
UNMOGIP	United Nations Military Observer Group in India and Pakistan
UNOGIL	United Nations Observation Group in Lebanon
UNTAG	United Nations Transition Assistance Group in Namibia
UNTEA/UNSF	United Nations Temporary Executive Authority / United Nations Security Force in West New Guinea (West Irian)
UNTSO	United Nations Truce Supervision Organization
UNYOM	United Nations Yemen Observation Mission
Working File	Special Committee on Peace-keeping Operations Working Group: Working File No. 1-4

はじめに

国連の「平和維持活動」(“peace-keeping operations” P K O)という言葉は、最近まで、国連の研究者や外交実務家など、一部の専門家だけに通用する特殊な専門用語であった。ところが、国連平和維持軍が一九八八年度のノーベル平和賞を受けるに及んで、この地味な国連活動にも世間の関心が向けられるようになり、さらにわが国では、中東湾岸危機を背景に、国際貢献策が国会で審議される過程で、国連の「平和維持活動」がにわかに脚光を浴び、さかんに論議されるようになっていく。

もともと、「平和維持活動」や「P K O」に世間の関心が集まるようになって、その内容がどれだけ理解されているかは別問題である。一般の人々が、この言葉を「国連の平和維持機能」の同義語としてしか理解しないのはやむをえないとしても、国会での論議も、たんに国連軍の任務や組織といった現象面だけに目が向けられ、平和維持活動そのものの理念や本質への視点が欠けているように思われる。しかし、この言葉は、国連の実践過程で用いられるようになった「実践用語」であるから、その本質を理解するためには、それがどのような背景の下で生まれ、発展してきたかについての検証が必要である。

本書は、この「平和維持活動」という、国連創設者が本来予定せず、多発する武力紛争に柔軟に対処するために国連が編み出した、地域紛争解決の新しい方式について、その発展過程をあとづけ、その基本的性格や諸原則、および当面する諸問題について、検討を加えることを目的として書かれたものである。わたくしがこの問題に取り組むよう

になつてから、すでに三〇年になる。したがつて本書は、これまで公にした各種の論考（その一覧は巻末に掲げてある）がその基礎になつてゐる。この研究をまとめる作業に着手したのは二年前からであるが、これまで別々の機会に發表したものをできるだけ生かしながら加筆する方針をとつたため、かえつて多くの時間を費やすことになつた。

しかし、ともかくこの拙い書物が世に出ることになつたのは、著者がこれまで多くの方々からいただいた御援助の賜物である。まず、恩師 田岡良一、田畑茂二郎両先生の学恩をはじめ、学界の多くの先輩、友人からうけた暖かい御教示に対して、感謝しなければならぬ。思えば、著者が三〇年前、この問題について最初の研究發表を国際問題研究会で行なつたとき、あとで田岡先生から異例のおほめと励ましの言葉をいただいた。その励ましに支えられて、このテーマと本格的に取り組むことになつたのである。また田畑先生は、「平和維持活動」という国連機能の積極的意義をつとに高く評価され、わたくしにも、研究を早く完成するよう再三お勧めいただいた。それを今日まで果たせなかつたのは、わたくしの怠慢によるもので慙愧に堪えない。先生の御寛恕を請う次第である。

この研究を進めるにあたり、文部省から昭和五八・五九年度の科学研究助成金をいただいた。また資料の収集面では、外務省国連局をはじめ、国連広報センター、京都国連寄託図書館の方々のお世話になつた。ここに謝意を表したい。とりわけ、著者にとつて貴重な経験は、一九七七年の夏、中東での国連平和維持活動の実情について現地調査を行なえたことである。その機会を与えていただいた外務省国連局の方々、また現地での国連事務局の方々の御協力に対して、厚く御礼申し上げる。

本書の上梓にあたり、校正、索引の作成には京都大学大学院博士課程の酒井啓亘君をわずらわした。またワープロ作成の作業には中川智也さんにお世話になつた。記して謝意を表したい。最後になるが、厳しい出版事情の下で本書の完成を辛抱強くお待ちいただいた有斐閣編集部の方々、とりわけ田顔繁美氏のご好意と御協力に対し、心から御礼を申し上げる次第である。

索引

あ 行

- アイゼンハワー大統領 73, 466
- 幹旋(good offices) 325
- 幹旋委員会 53, 54
- 「後に生じた慣行(subsequent practice)」理論
417-419
- アドゥーラ 108, 110, 113
- アバルトヘイト 335
- アマル(AMAL) 290, 308
- アラファト議長 290, 309
- アラブ平和維持軍 290
- アラブ抑止軍(ADF) 290, 314
- アラブ連盟理事会 290
- アルジェ条約 323
- アンゴラ・キューバ間協定 341
- アンゴラ・キューバ・南ア間協定 341
- アンゴラ反政府団体(UNITA) 342
- イエメン(紛争) 209-212
 - の国連代表権問題 213
- イエメン国連監視団(UNYOM) 146, 165, 209,
212, 280, 384, 407, 459
- イスラエル・シリア兵力引離し協定 224, 235,
238, 262, 266, 368
 - 付属議定書 244, 248, 251, 262-264, 271,
275, 362, 370
- イスラエル・レバノン撤兵協定 305, 309, 318
- イタリア・エチオピア戦争 14
- 移動の自由 172-174, 200-205, 274-276, 307,
329, 357, 382
- イラン・イラク国境条約 323
- イラン・イラク戦争 323-326, 329
- インドシナ休戦国際監視委員会 459
- インドネシア独立戦争 52, 463
- in dubio mitius の原則 142
- インド・パキスタン国連委員会(UNCIP)
60-62, 215
- インド・パキスタン国連監視団(UNIPOM)
62, 147, 213-215, 459
- インド・パキスタン国連軍事監視団
(UNMOGIP) 59, 62, 213-215, 435, 459
- インド・パキスタン国連代表 61
- ウィニアルスキー裁判官 132, 142, 143, 145
- ヴィルノ(リトアニア)
 - 国際軍 41-43
 - 紛争 41-43
- 受入れ国
 - の主権尊重 91, 167, 195-197, 200, 357,
364
 - の撤退要求権 192, 194-197, 199
 - の同意 3, 78, 90, 91, 158, 181-190, 243,
293, 362-364, 368, 400, 458
 - の同意の撤回 90, 191-193, 198, 232, 365
- ウ・タント国家和解計画 113, 203
- ウ・タント事務総長 111, 155, 179, 180, 192,
195, 203, 207, 210, 423, 427, 474, 491
- 永世中立国 450, 452, 453, 466
- 英仏仲裁裁判条約(1903年) 405
- エジプト・イスラエル間
 - 一般休戦協定 56, 69, 70, 74, 82
 - 合同委員会 254, 260
 - 第一次兵力引離し協定 223, 235, 257,
266
 - 第二次兵力引離し協定 223, 235,
258-261
 - 付属書 258-261, 268, 275
 - 六項目協定 256, 257, 267, 277, 278
- エジプト・イスラエル混合休戦委員会(EIMAC)
69, 82
- エジプト・イスラエル平和条約 261, 262, 269,
285, 286, 366
 - 付属書 261, 269
- エノシス運動 149
- エルサルバドル民族解放戦線(FMLN) 347
- MNF →多国籍軍
- ONUC →コンゴ国連軍
- ONUCA →国連中米監視団

か 行

「ガイドライン条項案」→国連平和維持活動のた
めの合意されたガイドラインの条文草案

カイロ協定 290, 295, 309

拡大援助計画(EPTA) 139

カサブ 98-100, 105, 106, 108

カシミール紛争 59-62, 484

カーター大統領 261, 285, 287

カタンガ州 100, 102-105, 108-112, 184, 202,
379

カナダ型の待機軍 454, 463, 467-469

加盟国による一般的承認(*general acceptance*)
416, 418, 420

カラチ協定 61, 62, 213, 214

ガリラヤの平和作戦 288

関係当事国(者)の同意 122, 123, 127, 158, 183,
186-190, 293, 361, 408, 415, 444, 509

緩衝地帯(シナイ半島) 258-260, 263, 268

北大西洋条約機構(NATO) 10, 152, 156, 161,
163, 243, 439, 440

キッシンジャー 224, 226, 257, 258, 279

キトナ協定 113

キプロス

——共和国設立条約 150

——合同平和軍(*Joint peace-making force*)
151

——侵攻(トルコによる) 170, 176-179

——同盟条約 150

——紛争 147-181, 185, 186, 288, 431, 464

——保障条約 150, 152, 177

キプロス国連平和維持軍(UNFICYP)

146-204, 231, 239, 247, 272, 280, 298, 362, 368,
370, 371, 374, 382, 385, 407, 431

——規則 157, 163, 172, 173, 205, 278, 279

——機能および諸活動に関する覚え書 157,
163, 168, 170, 272, 378, 380

——の地位協定 157, 165, 172, 197, 205, 279,
382

——の駐留期間・撤退 154, 158, 159, 197,
198, 231, 362

——の服務規則 382

キプロス国家警備隊(National Guard)

177-179

基本決議(*basic resolutions*) 121, 131, 139, 143

キャンプ・デービッド和平協定 261

休戦(*armistice*) 56

強制行動 3, 17, 22, 34, 122, 127-129, 136,
188-190, 202, 232, 396-398, 401, 409, 422, 469,
476, 481, 509

強制措置 15, 20, 29-35, 52, 396-398, 481, 496

行政経費(*dépenses administratives*) 139

拒否権 29, 30, 32, 33, 295, 348

キューバ軍の撤退問題 336, 341, 342

ギリシャ・ブルガリア国境紛争 38, 39

キンタナ裁判官 120, 142, 406

グアテマラ協定 345, 347

クウェート侵攻 330, 510

国別部隊 18, 91, 101, 368, 471

軍事援助 101

——の要請 100, 102, 103, 184, 331, 362

軍事参謀委員会 24, 26, 33, 131, 354, 356, 358,
376, 388, 404, 422, 473

——の「中間報告書」 16-19, 21, 23, 131

軍 縮 35, 36, 471, 490

軍縮交渉の合意された諸原則に関する共同宣言
35, 36

軍縮宣言, 平和的世界における全面的完全軍縮の
米国計画 36

警察行動 52, 53, 76

警察予備隊 477

ケネディ大統領 36

憲政の危機 102, 105, 107, 108

現地勤務要員(*field service*)名簿制度 65

交戦権 479-482, 486

公平な地理的配分(代表制)の原則 297-299,
328, 354, 371, 372, 388

国際委員会(レティシア地域統治) 43, 44

国際監視軍→多国籍軍

国際空軍 18

国際軍 12, 13, 16, 19

国際司法裁判所

——「国際連合のある種の経費」勧告的意見
2, 115-146, 188, 206, 280, 376, 384, 390, 393,
398, 401, 407-410, 414, 416

——「国連行政裁判所が下した補償裁定の効果」

- 勧告的意見 416
 —「国連の役務中に蒙った損害に対する補償」
 勧告的意見 139, 413
 —「対ニカラグア軍事的活動事件」判決
 348
 —「南西アフリカ事件」判決 342
 —「南西アフリカの国際的地位」勧告的意見
 335, 342
 —「南アのナミビア居坐りの効果」勧告的意見
 335, 416, 417
 国際連盟
 —の委任統治制度 298, 334, 335
 国際連盟規約
 —の起草委員会 11, 12
 国内管轄事項 128, 134
 国内問題不介入の原則 92, 112, 114, 169, 175
 国民協約(National Pact) 289
 国連
 —加盟国の主権 138, 142
 —事務総長の権能 125, 126, 128, 239
 —信託統治制度 335
 —の財政規則 130, 140
 —の財政的危機 115, 351, 384, 390
 —の実行(subsequent practice) 142, 143
 —の特権免除に関する条約 274, 275, 294,
 330, 382, 383
 —の特別会計 142, 143, 145, 281, 340, 342,
 348, 384
 —の通常予算(行政予算) 78, 135, 140, 143,
 281, 283, 310, 334, 383, 385
 —の内部機関の越権行為 121, 132, 133
 —の補助機関 63, 144, 145, 247, 355, 393
 国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション
 (UNGOMAP) 321, 331, 333, 504
 国連アンゴラ検証団(UNAVEM) 322, 334,
 341
 国連安全保障理事会
 —決議の効力 189, 190
 —と事務総長との権限配分 369, 372
 国連イラン・イラク軍事監視団(UNIIMOG)
 322, 323, 326-331, 504
 —の地位に関する暫定的協定 329
 国連インドネシア委員会 53, 54
 国連介入軍 2
 国連開発計画(UNDP) 303
 国連救援事業機関(UNRWA) 139
 国連協力法案 494-496, 499
 —要綱 495-497
 国連行政予算問題諮問委員会(ACABQ) 310
 国連軍
 第七章のもとでの—— 16, 18-20, 22-24, 127,
 358, 361, 379, 388
 朝鮮派遣の—— 25-27, 381, 484, 494, 501
 UNEF 型の—— 84, 391, 395, 404, 484
 国連警察軍 2, 34, 41, 484, 487-490, 492-494
 国連警備隊(UN Guard Force) 64, 412
 国連憲章
 —の解釈権 134
 国連軍活動の経費分担義務 139-144, 280, 384
 国連軍事監視員(UNMOS) 252, 253, 266
 国連児童基金(UNICEF) 96, 139
 国連事務総長
 —の権限 356, 375, 376, 394, 411, 412
 —の指揮権 250, 251, 374
 国連事務総長特別代表 336, 337
 国連首席調整官(Chief Co-ordinator) 235,
 253-255, 258, 260, 269, 301
 国連常設軍(常備軍) 422, 471, 474, 493
 国連総会
 —決議の効力 132, 133, 188
 —中間委員会 146
 —と安保理の権限関係 121-123, 128, 182,
 352, 373, 376, 385, 415
 —の権限 20, 374, 392, 408-410
 国連待機軍(U. N. Stand-by force) 30, 182,
 421-441, 443-473, 491, 492
 国連中心主義(外交) 475, 492
 国連中米監視団(ONUCA) 322, 344-347
 国連朝鮮復興機関(UNKRA) 139
 国連停戦監視機関(UNTSO) 55-58, 69, 75, 81,
 85, 211, 216, 223, 225, 228, 235, 237, 245-257,
 260, 266-268, 276, 283, 288, 292, 296, 301, 305,
 311, 313, 327, 333, 386, 435, 459, 506
 国連ナミビア独立支援グループ(UNTAG)
 322, 334, 336-340, 504
 国連ナミビア弁務官 336, 343

索引

- 国連ナミビア理事会 343
- 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 179, 333, 340
- 国連ニカラグア監視団 (ONUVEN) 504
- 国連の経費 119, 120, 128-131, 135-142, 280-284, 330, 342
 - の共同分担(責任)の原則 96, 115, 137, 164, 280, 310, 384, 388
 - の分担義務 116, 119, 132-136, 143, 280
 - の払い戻し 282, 284, 311
- 「国連の平和維持機能強化」決議 502
- 「国連の平和維持機能強化」提言 502, 503
- 国連兵力分離し監視軍 (UNDOF) 216, 223-225, 228, 230-232, 234, 237, 242, 244, 251-255, 263-266, 269-271, 274-278, 280-283, 292, 297, 307, 310, 333, 362, 368, 370, 375
 - の駐留延長 234
- 国連平和維持活動
 - 国際的性格 163, 273, 381, 387, 470
 - 憲章上の根拠 5, 187, 389-421
 - 合意されたガイドラインの条文案 181, 254, 276, 350, 354, 360, 363, 369, 371, 375, 378, 380, 385, 387, 474
 - 非強制的, 中立的性格(中立性の原則) 3, 4, 79, 92, 104, 162, 169-172, 183, 200, 270, 272-274, 294, 320, 364, 378, 387, 435, 469, 504, 510
 - における同意原則 158, 181-206, 228-238, 293, 329, 361, 420, 509
- 国連平和監視軍 2
- 国連平和協力法案 421, 504
- 国連平和軍 2
- 国連民事警察 (UNCIVPOL) 166, 339, 340, 343
- 五常任理事国(大国)の排除 77, 88, 161, 221, 240, 246, 253, 287, 297, 329, 369, 372, 471
- 五大国一致の原則 20, 22, 25, 32
- 国家責任に関する国際法委員会の条約草案 20
- グラン高原軍事監視員 (UNMOS) 252, 266
- コレッキー裁判官 118, 120, 125, 128, 132, 142, 406
- コロンビア・ベルー国境改訂条約(1922年) 44
- コンゴ基本法 98, 105, 113
- コンゴ国軍 (ANC) 100, 106, 107, 205, 509
- コンゴ国連軍 (ONUC) 68, 99-116, 125-127, 184, 197, 201-203, 247, 251, 280, 362, 365, 368, 371, 374, 379, 381, 384, 391, 401, 406, 412, 450
 - の憲章上の基礎 124, 202, 206
 - の撤退 114, 197, 199, 365
 - の地位協定 381
 - の服務規則 381
- コンゴ国連調停委員会 106, 107
- コンゴ動乱(紛争) 98-115, 125, 184, 185, 450
- 混合休戦委員会 58, 59, 82
- コンスタンチノーブル条約 71
- コンタドーラ・グループ (Grupo de Contadora) 344, 345, 348
- コントラ 344, 346, 347

さ 行

- 財政決議 (financial resolutions) 120, 132, 142-145
- 財政権 (fiscal power) 129-131
- 査 察 257, 261, 266
- サダト大統領 220, 225, 285
- ザール
 - 国際軍 46-49
 - 施政委員会 45-50
 - 問題 45-49
- 三三カ国特別委員会 → 平和維持活動特別委員会
- 暫定措置 (provisional measures) 389-401, 405, 406
 - の要請の法的効果 400
- サンディニスタ左翼政権 344
- サンフランシスコ会議 18, 52, 134, 138, 396-399, 405, 416
- サンフランシスコ平和条約 475, 476
- サン・ピエール師 (l'Abbe de Saint-Pierre) 7, 9
- SWAPO → 南西アフリカ人民解放団体
- GOC → 幹旋委員会
- 自衛権 314, 318, 380, 394, 480, 484, 487, 501, 502
- 自衛隊 478, 481, 483, 485, 489-491, 496, 498-501, 503

- の海外派兵 478-480, 482, 485-491, 501, 502
 自衛隊の海外出動をなさざる事に関する決議 477, 478, 483
 自衛隊法 478, 485, 494-496, 499-502
 自衛のための武力行使 94, 95, 167, 168, 175, 200-205, 271, 294, 307, 379, 394, 458, 463, 469
 指揮系統 250
 事実調査 325
 実効性の原則 142
 シナイ監視団 (Observer Group Sinai) 252, 255, 266
 自発的拠出金(制度) 139, 141, 143, 145, 165, 181, 280, 311, 384, 385
 社会主義諸国 65, 125, 128, 242, 246, 249, 254
 自由レバノン軍 290-301
 集団安全保障 1-9, 20, 29-36, 323, 389, 476, 482, 483, 511
 集団的自衛権 88, 502
 集団的措置委員会 30, 146
 十月戦争 →第四次中東戦争
 一五カ国作業委員会 115, 141
 シュトーラ条約 295
 ジュネーブ議定書 13
 ジュネーブ協定 332-334
 ジュネーブ軍縮会議(1932年) 14
 ジュネーブ三国宣言 179
 ジュネーブ第三条約 →捕虜の待遇に関するジュネーブ条約
 ジュネーブ中東和平会議 224, 253, 257, 281
 シュリー (Duc de Sully) 7, 9
 常設国際司法裁判所
 「使用者労働に関する国際労働機関の権能」勧告的意見 416
 「ダニューヴ河ヨーロッパ委員会の権能」勧告的意見 416
 条約法に関するウィーン条約 138
 植民地独立付与宣言 207, 351
 諸国家の経済権利義務憲章 351
 シェラスヴォ司令官 223, 230, 251, 253, 255, 271, 292, 294, 301
 信義則 90, 195-198
 信義則の覚え書 →国連緊急軍の駐留・機能の基礎に関する覚え書
 信義則の方式 (good faith formula) 90, 159, 365
 信任状委員会 213
 「侵略の定義」国連総会決議 351
 スエズ運河
 —会社国有化 68, 71
 —利用者団体 72
 スエズ動乱 1, 2, 37, 68-74, 79, 126, 409, 425
 スピロープロス裁判官 120, 132
 スマッツ將軍 11
 制裁
 軍事—— 11-14, 26, 34, 511
 経済—— 11-14, 34, 330, 495, 511
 対伊—— 14, 38
 対イラク—— 511
 対ローデシア—— 495
 —と強制行動 20
 勢力均衡(バランス・オブ・パワー) 8
 世界軍備全廃条約の基本条項 36
 世界人権宣言 351
 赤十字国際委員会 256, 257, 261, 306
 セシル卿 13
 戦争防止手段の改善のための一般条約 39, 40
 —の施行規則 41
 相互援助条約(1923年) 13
 損害補償制度 97
 た 行
 第一次国連緊急軍(UNEF I) 1, 37, 68-84, 115, 121-124, 192-197, 201, 208, 216, 231, 236, 239, 360-362, 371-373, 375, 391, 409, 425-427, 506, 509
 —原則 83, 102, 146, 148, 157, 179, 296, 383
 —諮問委員会 80, 95, 198, 251, 254
 —に関する第一次報告書 77
 —に関する第二次・最終報告書 77, 94
 —の憲章上の根拠 95, 124, 408
 —の設置および活動に基づく経験の研究摘要 84, 89-97, 101, 158, 160-164, 167, 180, 188, 195, 200, 247, 271-273, 284, 350, 360-386, 426, 474
 —の撤退 191-197, 231, 365
 —の撤退に関する報告書 193

索引

- の地位協定 91, 275, 279
- の駐留, 機能の基礎に関する覚え書
194-196, 229, 231, 236, 364
- 第一次(世界)大戦 8, 13, 41, 334
- 第一次パレスチナ戦争 55-59, 68, 191, 255
- 大学出身者評議会 105
- 第二回エスキブラス協定 →グアテマラ協定
- 第二次国連緊急軍(UNEF II) 216-284, 292,
307, 310, 353, 362, 366, 368-371, 374, 378, 380,
382, 385
- 構成国の地理的配分についての覚え書
241
- 設置に関する事務総長報告書(「ガイドライ
ン」報告書) 223, 230, 238-241, 244, 247,
250, 254, 270-276, 281, 284, 362, 374, 378, 382,
385
- の駐留・撤退 230-234
- の特権免除 274
- 第二次(世界)大戦 7-9, 55, 335
- 第三次中東戦争 147, 192, 216, 266, 268, 283
- 第四次中東戦争 216-227, 245, 252, 266, 287,
292, 353, 362, 364, 374, 378
- 「第六章半」の理論 404, 420
- 多国籍軍(MNF) 288, 312-320, 381
- シナイ半島多国籍軍(MFO) 285-287
- の創設に関する議定書およびその付
属書 286, 287
- バイルート多国籍軍(MNF) 312-318
- 湾岸戦争多国籍軍 511
- 多国籍平和維持軍 →多国籍軍
- ダンバートン・オークス提案 18, 52, 132, 397
- 地域的集団安全保障 10
- 仲介(mediation) 325, 345
- 中東国連平和維持諸機関 217, 297
- 中東湾岸危機 504, 510, 512
- 中米危機 344, 345
- 中立政策(主義) 436, 439, 448, 470, 473
- チュリッピ・ロンドン協定 149, 150
- 朝鮮動乱(戦争) 25-30, 33, 36, 66, 73, 126, 401,
409, 477, 482, 487
- チョンベ 99, 103-105, 110, 112, 113, 185
- 地理的配分の考慮 163, 240-243, 245, 246, 282,
471
- D-Day 337, 339
- 「停戦, 撤退を検証, 確認, 監督するための国連
監視団の派遣」に関する報告書 326-330
- デクエアル事務総長 320, 322, 325, 326, 332,
503, 509
- デ・ファクト武装グループ 301, 303
- 「天然資源に対する恒久的主権」決議 351
- 同意型の軍隊 2, 127, 158, 228
- 同意原則 →国連平和維持活動における同意原則
- 同盟(体制) 8, 10, 35, 36
- トゥンキン教授 121
- 特定通常兵器の使用禁止または制限に関する1980
年条約 6
- 特別協定 21, 24, 129, 131, 136, 138, 183, 401,
404, 415, 423, 472, 483, 490
- 特別分担率 281, 284
- 「突破口」論 490, 499
- ドミニカ派遣事務総長使節団(DOMREP)
147
- トルーマン大統領 27
- な 行
- NATO →北大西洋条約機構
- 内政不干渉の原則 332
- 内戦への介入 183, 288
- ナミビア 334-343
- ナミビアの天然資源保全に関する布告(Decree)
第一号 343
- ナミビア問題解決のための提案(五カ国提案)
336
- 南西アフリカ委員会 146
- 南西アフリカ人民解放団体(SWAPO) 335,
336, 338, 339
- ニクソン大統領 220
- 西イリアン 206-209
- 停戦に関する覚え書付属書 208
- に関するオランダ・インドネシア間協定
207-209
- 西イリアン国連保安隊(UNSF) 45, 146, 165,
206, 208, 209, 280, 362, 371, 373, 382, 384, 385,
410, 411
- 西イリアン暫定統治機関(UNTEA) 44, 146,
207-209, 362, 459

西側諸国 23, 31, 71, 242, 246, 249, 371, 374, 410
 日米相互防衛援助協定 478
 日本国憲法第九条 475-479, 481, 484, 486-490, 493
 日本の国連加盟 482
 ノックス報告 49
 ノーベル平和賞 321, 322, 509

は 行

バウエット教授 189
 ハーグ協定 206, 207
 バーシー・スベンダー裁判官 132
 ハースト・ミラー案 11, 14
 ハダト少佐 301, 302
 バドバン裁判官 120
 ハビブ案 313, 314
 ハビブ特使 312, 319
 ハマーショルド事務総長 2, 37, 67, 72, 76, 99, 109, 146, 158, 167, 180, 194, 197, 222, 229, 350, 360, 376, 387, 426, 474, 485
 バルメ特使 331
 バレスチナ解放機構(PLO) 291, 301, 304, 309, 312-314, 317, 319
 バレスチナ国連調停官 55-58, 250, 255
 バレスチナ停戦委員会 55, 250
 バレスチナ問題 262
 ハンガリー動乱 72-74
 反政府団体の同意 184
 バンドン会議 67
 ピアソン外相 37, 76, 79, 425
 ピアソン・プラン 426, 460
 PKO → 平和維持活動
 PKO 特別委員会 → 平和維持活動特別委員会
 peace-enforcement 3, 4, 5, 9, 509-512
 peace-keeping 1-5, 273, 321, 322, 509, 510, 512
 peace-making 4, 273, 322, 509, 510, 512
 東バキスタン(バングラディシュ)分離独立運動 62
 非自治地域からの情報に関する委員会 145
 非同盟諸国 219, 221, 222, 242, 337, 376
 ヒトラー 45
 ファランヘ党 290
 フィットモリス裁判官 135, 142-144

復仇 318
 ブスタマンテ裁判官 143
 ブラインド報告 47, 50
 フルシチョフ首相 36
 ブルッケール報告 41
 ブレジネフ 220
 ブレジネフ覚え書 220, 226
 紛争の平和的解決 4, 189, 273, 324, 401, 403
 分離権 104
 米州機構 345
 兵力制限地帯(ゴラン高原) 263, 265, 266
 兵力制限地帯(シナイ半島) 258, 267, 269
 兵力提供国 158, 160, 164, 181, 280, 284, 311, 354, 384, 470, 498
 兵力引離し地帯(ゴラン高原) 263-266, 276
 平和維持活動特別委員会 6, 146, 181, 191, 216, 239, 247, 250, 254, 276, 284, 322, 350-354, 359, 360, 363, 369, 371, 373, 378, 385-390, 419, 424, 464, 474
 「平和共存」理論 67
 平和的変更(peaceful change) 124, 409
 「平和のための結集」決議 29-31, 33, 66, 73, 121-124, 332, 351, 374, 408-411, 423
 ベギン首相 285
 ベトナム戦争 496, 499
 ベルナドッテ伯 55-57, 64
 防衛庁設置法 478
 防止外交 2, 66, 67, 99-101, 162, 222
 防止措置(preventive measures) 396-398, 401
 北欧型の待機軍 428, 457, 465-468
 北欧待機軍(Nordic UN Stand-by Forces) 427-429, 431, 441, 452
 ホメイニ革命 323
 捕虜の待遇に関するジュネーブ条約(1949年) 324

ま 行

マカリオス 150, 152, 171, 173, 177
 マッカーサー司令官 27, 28
 「松平発言」 486, 488, 489, 491
 南レバノン軍 290, 307
 民事警察(CIVPOL) 339, 340, 343
 メルカトル議定書 295

索引

「黙示的権能」理論 413-416, 418

モブツ 105, 107

モルソー作戦 110, 111, 114

モレリ裁判官 132, 135

や 行 (含む U)

ultra vires の法理 133

UNAVEM →国連アンゴラ検証団

UNCI →国連インドネシア委員会

UNCIP →インド・パキスタン国連委員会

UNDOF →国連兵力引離し監視軍

UNEF I →第一次国連緊急軍

UNEF II →第二次国連緊急軍

UNFICYP →キプロス国連平和維持軍

UNGOMAP →国連アフガニスタン・パキスタン
仲介ミッション

UNHCR →国連難民高等弁務官事務所

UNIFIL →レバノン国連暫定軍

UNIIMOG →国連イラン・イラク軍事監視団

UNIPOM →インド・パキスタン国連監視団

UNOGIL →レバノン国連監視団

UNMOGIP →インド・パキスタン国連軍事監視
団

UNTAG →国連ナミビア独立支援グループ

UNTSO →国連停戦監視機関

UNYOM →イエメン国連監視団

UN プレゼンス 4, 67-69, 89, 99, 180

予算権(budgetary authority) 130-132

ヨルダン内戦 290

ら 行

ラムバンチ作戦 110, 114

ラン・オー・カッチ地域 213

——の帰属に関する仲裁裁判 215

リー事務総長 28, 64, 412

利害関係国の排除 88, 91, 161, 162, 243, 247,

369, 370, 372, 388, 471

領事委員会 53, 54

領土保全 104

ルムンバ 98-100, 103-107

冷戦(東西対立) 24, 27, 30-33, 66, 67, 320, 370,
511, 512

レオン・ブルジョア 12

レティシア

——国際委員会 43, 44

——国際軍 43, 44

——紛争 43, 44

レバノン

——第一次侵攻 291

——第二次侵攻 291, 304, 307, 312

レバノン国連監視団(UNOGIL) 68, 84-87,
91-95, 360, 407, 459, 485

——の撤退 199

レバノン国連暫定軍(UNIFIL) 287-311, 315,
319, 351, 362, 370, 375, 380, 382, 386, 435, 447

——の「ガイドライン」報告 292-294, 295-
297, 300, 307, 310

——の駐留期間 293

——の「付託事項」 300

——の法的地位 293

レバノン国民運動(Lebanese National
Movement) 290, 308

レバノン戦線 209

レバノン内戦(1958年) 85-88, 485

レーガン政権 287

レンビル停戦協定 53

ローザンヌ講和条約 148

わ 行

ワルシャワ条約機構 10, 243, 249

ワルトハイム事務総長 222, 233, 234, 332

国連の平和維持活動一覧

機関の名称	国連パレスチナ停戦監視機関 UNTSO	インド・パキスタン国連軍事監視団 UNMOGIP
設立根拠	安保理事会決議 50(1948) 54(1948) 73(1949)	安保理事会決議 47(1948) 91(1951) 201(1966)
期 間	1948年6月11日～現在	1949年1月24日～現在
派遣先 (本部)	パレスチナ紛争地域 (エルサレム)	ジャム・カシミール地域 (ラワルピンデ(パキスタン), スリナ ガル(インド))
任 務	第一次パレスチナ戦争の停戦監視の ために調停官・停戦委員会の機能補佐の ため、1948年に発足。その後、アラブ ・イスラエル間混合休戦委員会 (MAC)をはじめ、UNEFI, UNEFII, UNDOF, UNIFIL の諸活動の支援・ 協力	ジャム・カシミール地域でのインド・ パキスタン間の停戦監視。
規 模	最大: 572名(1948年)	最大: 102名(1965年10月)
	現在: 291名(1990年6月30日)	現在: 36名(1990年6月30日)
参加国または構成 員の国籍 (下線は現在の参 加国)	<u>アルゼンチン</u> , <u>オーストラリア</u> , <u>オース トリア</u> , <u>ベルギー</u> , <u>ビルマ</u> (現ミヤ ンマー), <u>カナダ</u> , <u>チリ</u> , <u>中国</u> , <u>デン マーク</u> , <u>フィンランド</u> , <u>フランス</u> , <u>ア イルランド</u> , <u>イタリア</u> , <u>オランダ</u> , <u>ニ ュージーランド</u> , <u>ノルウェー</u> , <u>スウェ ーデン</u> , <u>スイス</u> , <u>ソ連</u> , <u>米国</u>	<u>オーストラリア</u> , <u>ベルギー</u> , <u>カナダ</u> , <u>チリ</u> , <u>デンマーク</u> , <u>エクアドル</u> , <u>フィ ンランド</u> , <u>イタリア</u> , <u>メキシコ</u> , <u>ニュ ージーランド</u> , <u>ノルウェー</u> , <u>スウェ ーデン</u> , <u>ウルグアイ</u> , <u>米国</u>

国連の平和維持活動一覧

第一次国連緊急軍 UNEF I	レバノン国連監視団 UNOGIL	コンゴ国連軍 ONUC
総会決議 998(ES-I) 1125(XI) 1000(ES-I) 1001(ES-I)	安保理事会決議 128(1958)	安保理事会決議 143(1960) 145(1960)
1956年11月～1967年 6 月	1958年 6 月12日～12月 9 日	1960年 7 月15日～1964年 6 月30日
スエズ運河地帯・シナイ半島 (ガザ)	レバノン・シリア国境地帯 (ベイルート)	旧ベルギー領コンゴ(ザイール) (レオポルドビル)
英・仏・イスラエル三国とエジプト間の停戦・撤退の監視。エ・イ両国間の休戦ラインの監視。	レバノンの兵員または武器などの資材の違法な導入の監視。	ベルギー軍の撤退促進および、コンゴにおける法と秩序の維持の援助。後に領土保全・内戦防止。外国分子の排除。
最大：6,073名(1957年 2 月)	最大：591名(1958年11月)	最大：19,828名(1961年 7 月)
撤退時：3,378名(1967年 6 月)	撤退時：375名	撤退時：5,871名(1963年12月30日)
ブラジル、カナダ、コロンビア、デンマーク、フィンランド、インド、インドネシア、ノルウェー、スウェーデン、ユーゴスラビア	アフガニスタン、アルゼンチン、ビルマ(現ミャンマー)、カナダ、セイロン(スリランカ)、チリ、デンマーク、エクアドル、フィンランド、インド	アルゼンチン、オーストリア、ブラジル、ビルマ(現ミャンマー)、カナダ、セイロン(スリランカ)、デンマーク、エチオピア、ガーナ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イタリア、リベリア、マラヤ、マリ連邦(現マリとセネガル)、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、シエラレオーネ、スーダン、スウェーデン、チュニジア、アラブ連合、ユーゴスラビア

西イリアン国連保安隊 UNSF	イエメン国連監視団 UNYOM	キプロス国連平和維持軍 UNFICYP
総会決議 1752(XVII)	安保理事会決議 179(1963)	安保理事会決議 186(1964) 349(1974)
1962年10月3日～1963年4月30日	1963年7月4日～1964年9月4日	1964年3月27日～現在
西イリアン (ホランディア)	イエメン (サヌア)	キプロス (ニコシア)
インドネシア・オランダ間の協定により設立された西イリアンの施政権移譲過程の暫定統治機関 (UNTEA) の下での治安維持。	サウジアラビアとアラブ連邦共和国間の兵力引離し協定の実施の監視と検証。	ギリシャ系、トルコ系住民間の戦闘再開の防止。 法と秩序の維持。
最大 { 歩兵: 1,500名 航空機要員: 76名	最大: 189名	最大: 6,411名(1964年6月)
同 上	撤退時: 25名	現在: 2,137名+39名(民事警察)
パキスタン(歩兵), カナダ, 米国(航空機と要員), ほかに, ブラジル, セイロン(スリランカ), インド, アイルランド, ナイジェリア, スウェーデンの監視員	オーストラリア, カナダ, デンマーク, ガーナ, インド, イタリア, オランダ, ノルウェー, パキスタン, スウェーデン, ユーゴスラビア	オーストラリア, オーストリア, カナダ, デンマーク, <u>フィンランド</u> , <u>アイルランド</u> , ニュージーランド, <u>スウェーデン</u> , <u>英国</u>